

報告第 2 号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成 24 年多可町条例第 36 号）本則第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第2号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成30年1月29日専決

多可町長 吉田 一 四

記

事故の区分及び	賠償事故
事故発生年月日	平成29年12月16日
事故発生場所	中町中学校グラウンド横駐車場
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金 88,344円 也
事故の概要	中町中学校野球部の練習中に部員が打ったボールが、防球ネットを越えて駐車場に駐車してある車にあたり損害を与えた。